

安城市

さわやかマナー まちづくり条例

平成 27 年 4 月 1 日 施行



問 ▶ 環境首都推進課 (☎ <71> 2206)

さわやかマナー活動団体募集

さわやかマナーを推進する活動団体を募集します。

団体の活動区域を「さわやかマナー推進地区」に指定します。

●対象団体 月1回以上活動し、5人以上で構成する団体など

●活動内容 街頭、駅、公園などでの環境美化活動による啓発。イベントでの啓発活動など

●団体への支援・報償金 啓発用品などを支給または貸与し、報償金を支給 報償金(1団体年額)▼

10人以下の団体↓1万円 11人以上の団体↓2万円

●申し込み 午前8時30分～午後5時15分(土(日)祝を除く)に、活動団体登録書を持って環境首都推進課へ

※活動団体は登録後に活動計画書・活動報告書を毎年提出。
※活動団体登録書は同課で配布。

こんなケースも対象です

- アダプトプログラム登録団体が、日常の環境美化活動時に啓発活動をする
- ウォーキング仲間が集まり、月に一度啓発活動をする
- 企業が社会貢献活動の一環として啓発活動をする

ロゴマーク募集

「さわやかマナーまちづくり」の特徴や概念がイメージできる作品を募集します。採用作品は市民等のモラル向上、マナー遵守を図るため、啓発活動などに使用します。

●賞金 採用者(1人)↓10万円
優秀者(最大5人)↓各1万円

※高校生以下の場合賞金に代えて同額の図書カードを贈呈。

●発表 6月下旬に市公式ウェブサイトに発表

●応募方法 4月10日(金)～5月29日(金)午前8時30分～午後5時15分(土(日)祝を除く)に、ロゴマーク住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号・メールアドレス・職業(学校名)・考案理由(200字以内)を応募用紙または任意の書式に記入し、持参か郵送(必着)・ファクス・Eメールで環境首都推進課(〒446-8501住所記載不要)／

FM(76)1112 / kankyo@city.aino.aichi.jp)へ

※採用作品の著作権・商標権など一切の権利は市に帰属。また、応募作品は返却しません。

※応募用紙および募集要項は同課市公式ウェブサイトで配布。自

作かつ未発表の作品に限ります。その他詳細は、募集要項で確認

してください。